

## 学校以外の学びの場

# フリースクールなど民間の相談・指導施設との連携の充実に向けて②

北海道教育庁学校教育局  
義務教育課子ども地域支援グループ

平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を踏まえ、各市町村教育委員会においては、フリースクール等の関係団体と密接な連携を図りながら、多様な教育の機会の確保に努めることが求められています。

学校以外の学びの場である、教育支援センター（適応指導教室）、フリースクール等の民間の相談・指導施設等において、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた学習支援が行われた際、学校における不登校児童生徒の学習状況の評価についての留意点は次のとおりです。

### ■ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センター（適応指導教室）や民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要です。

学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に答え、自立を支援する上で意義が大きいものです。

なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではありませんが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められます。

（参考：平成15年5月16日付 文部科学省初等中等教育局長通知「不登校への対応の在り方について」）

### 不登校児童生徒の学校外での学習活動の評価を進める際の留意点

～不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断するために～

#### ○ 施設・保護者等と十分な連携を図りましょう。

民間施設等における学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容が学校の教育課程に照らし、適切と判断される場合であることが条件となります。

そのため、学校・施設間で定期的な連絡を行うなどにより、当該児童生徒に対する指導や学習活動の状況を十分に把握するとともに、学級担任等の教職員や施設の指導員、保護者などを含めた連絡会を実施するなどして、学校・施設・保護者との間に十分な連携・協力関係を築き、学習活動に関する多様な情報を得て、評価を進めることが必要です。

#### ○ 評価方法を工夫して、評価を指導に生かしましょう。

学習評価を行うには、観察、対話、ノート、ワークシート、学習カード、作品、レポート、ペーパーテスト、質問紙、面接などの様々な評価方法の中から、児童生徒の学習状況を的確に把握できる方法を選択するとともに、妥当性・信頼性の高い評価方法を工夫する必要があります。

また、児童生徒の学ぶ意欲の向上が図られるような評価・評定となるよう、関係者で評価方法を不断に見直し、学習状況を適切に評価して指導に生かしていくことが大切です。

（参考：「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」平成23年11月 国立教育政策研究所・教育課程研究センター）

◆民間施設での学習活動の成果を評価に反映した事例については、道教委HP「不登校児童生徒への対応事例集 平成26年度 事例12『生徒の進路実現に向けた民間施設と連携した対応』」をご覧ください。《 道教委HP [不登校対応事例](#) 道教委 [検索](#) 》

# フリースクールと関係機関の連携が図られた取組例

## ◆市及び教育委員会とフリースクールの連携

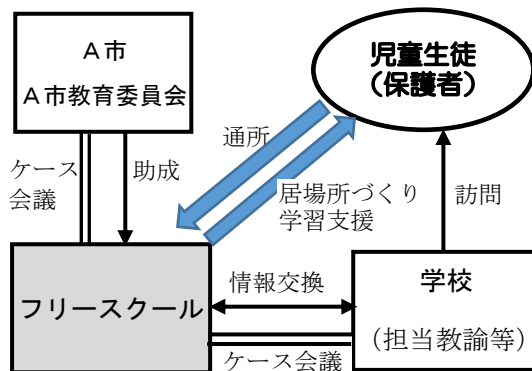
- ・市がフリースクール等の民間施設の活動を支援するために、民間施設設置者である法人に対し、指導体制の整備等を目的として当該経費の一部を助成。
- ・教育委員会とフリースクール関係者による懇談会を開催し、情報を共有。

## ◆在籍校とフリースクールの連携

- ・フリースクールが実施する学園公開に学校長が参加し、当該施設の運営状況や児童生徒に対する指導及び学習活動の状況を把握。
- ・教育委員会、スクールソーシャルワーカー、在籍校担当教諭、フリースクール等の関係者によるケース会議を開催し、指導方針や内容を相互に確認。
- ・在籍校とフリースクールが毎月の状況報告の他、相互訪問により指導方針や学習支援の内容についての打合せを行い、指導要録上の出席扱いを確認。

## ◆関係機関とフリースクールの連携

- ・公共交通機関を利用して通所が可能な児童生徒は、在籍校に通学証明書を発行してもらい、JRやバス等の定期乗車券を購入して通所。
- ・児童生徒の自己肯定感やコミュニケーション能力を高め、学校復帰につなげるため、北海道立青少年体験活動支援施設が実施する「リフレッシュキャンプ」に参加。



# 道内の民間の相談・指導施設の活動事例を紹介します

## 取組 1

### 教育委員会と社会福祉法人の連携による不登校児童生徒支援活動

### ファースト・ステップ・プログラム

- **活動目的**：不登校等の教育的課題を抱え、家庭からの一歩を踏み出すことができない児童生徒に対して、状況の改善に必要とする直接的で効果的な支援を行うことにより、望ましい生活リズムの定着を促し、不登校状況の改善を図る。
- **活動概要**：釧路市教育委員会と「社会福祉法人釧路まリモ学園」が協力して活動を実施。児童福祉法に基づき釧路まリモ学園が運営する「釧路こども家庭支援センター」を拠点として、午前中に活動支援及び学習支援を行っている。
- **支援対象**：不登校等の状況にあって、家庭からの第一歩を踏み出すことができない小学生及び中学生（保護者への相談・サポートも実施）
- **スタッフ**：活動支援員、SSW、指導主事、臨床心理士、家庭教育推進員、育成支援推進員、ファミリーサポーター、学生サポーター等
- **支援内容**：家庭からの第一歩目の支援として、児童生徒個々の状況に応じた活動支援（軽スポーツやものづくり、コミュニケーションゲーム等）、学習支援を行いながら、在籍校への通学のほか、適応指導教室への通室、小・中学校に設置する不登校学級への通級につなぐ支援を行う。
- **費用**：無料
- **学校との連携**：定期的に指導主事を中心に児童生徒の通所状況と活動内容の情報を共有するほか、在籍校教員が施設を訪問し、状況把握と情報交換を行うことで、関係者の連携した支援体制の構築を図っている。
- **問合せ先**：釧路市教育委員会学校教育部教育支援課（0154-23-5189（直通））



- 北海道教育委員会では、定期的な懇談などを通して活動内容を把握し、連携しているフリースクールなど民間の相談・指導施設の一覧や活動事例等の資料をHPで紹介しています。（施設のHPにリンクしているものもあります）

道教委HP <http://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/freesc/index.htm> →



- これまでの北海道教育委員会のフリースクールなど民間の相談・指導施設への支援に関する情報はこちらへ。《子ども地域支援グループHP [道教委 フリースクール](#)  検索